

## 情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)の開始について

令和8年4月より情報機器通信機器を用いた診療(オンライン診療)の受診が可能になります。当院のオンライン診療は「オンライン診療(厚生労働省指定)」を終了している医師が担当し、担当医師が「安全に実施可能」と判断し、患者様と「相互に合意」した場合にのみ実施されます。さらにオンライン診療を実施する際は医師が医学的な観点からオンライン診療の実施の可否を判断します。そのため、医師がオンライン診療を行うことが適切でないと判断した場合はオンライン診療を中止し、速やかに対面での診療となります。また、薬の処方にあたり情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬は処方しません。

2026年4月  
順心淡路病院